様式第2号(第8条関係)

令和5年度 第2回いじめ等対策委員会会議録 (要点録)

令和6年2月5日作成

会議の名称	令和5年度 第2回島本町いじめ等対策委員会
会議の開催日時	令和6年2月5日(月)午後2時~3時30分
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室公開の可否可・一部不可・ 不可
事務局(担当課)	教育こども部 教育推進課 傍聴者数 2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	島本町情報公開条例第5条
出席委員	(いじめ等対策委員) 室谷委員、宮本委員、三浦委員、大松委員 (教育委員会事務局) 岡本教育こども部長、岡澤教育推進課長、森参事
会議の議題	1 令和5年度島本町におけるいじめの現状と取組について2 いじめ事象の報告と検証について3 その他
配布資料	別添のとおり ※個人情報に関わるため、掲載いたしません。
審議の内容	別紙(要点録)のとおり

令和5年度 第2回島本町いじめ等対策委員会の要点録

日 時 令和6年2月5日(月) 午後2時~3時30分

場 所 島本町役場3階 委員会室

出席委員 室谷 光一郎委員長、宮本 武志委員、三浦 潤子委員、

大松 美輪委員

事務局 岡本 泰三教育こども部長、岡澤 潤教育推進課長、

森 悠介教育推進課参事 (庶務)

開会

案 件

- 1 令和5年度島本町におけるいじめの現状と取組について (事務局)
 - ○いじめの現状について、資料1に沿って説明。
 - ・島本町の令和5年度におけるいじめの認知件数は、令和5年12 月末時点において、小学校61件、中学校47件であり、昨年度 からは大幅増加した。主な要因は、今年度6月のいじめ防止等基 本方針の改定により、事案のレベルに応じた報告方法を設定した ことが挙げられる。いじめ調査の目的は、いじめで苦しむ児童生 徒を早期に見付け、解決していくためであり、認知件数の多い、 少ないにかかわらず、いじめで苦しむ児童生徒を救うために、迅 速かつ適切に、解決に導いていくことが重要である。
 - ・いじめが解消した件数は、令和5年12月末時点において小学校37件、中学校3件であり、その他の事案は現在も解消に向けて見守り中である。
 - ・令和5年度のいじめ事案の態様は、小学校では「冷やかしやからかい等の悪口」が最も多く、その他には「仲間はずれ」「遊ぶふりをしてぶつかられたり、叩かれたり」「嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたり」「ものを盗られる、隠される」などがある。中学校でも「冷やかしやからかい等の悪口」が最も多く、その他は「遊ぶふりをしてぶつかられたり、叩かれたり」「ものを盗られる、隠される」等があった。小中ともに比較的軽微な事案がほとんどであり、早期対応ができている。
 - ・いじめ発見のきっかけについては「保護者からの訴え」が最も多く、小中合わせて47件あり、その他は、被害児童生徒本人からの訴え19件、被害児童の友人から10件、生活アンケートからの発覚が4件あった。
 - ・認知件数が多いことは、教職員の目が届いている証であるため、

積極的に認知し、早期対応につなげることが重要である。事案が発生した際には、いじめ対策会議を迅速に開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、組織的に対応する。解決への過程において、いじめ事象をその被害・加害の当該児童生徒だけの課題にとどめず、学級・学年、学校全体に返しながら、再発防止につなげることが重要である。

(意見交流)

- ・認知件数の増加は、学校が適切に対応しているからこそであり、子どもたちの安心につながっていると考えられる。しかし一方で、生活アンケートからの発覚件数が少ないことが課題である。
- ・初期対応手順に関して、子どもへの聴き取りを開始する前に保護者 へ連絡することを検討する必要がある。保護者との丁寧な連携は、ど の事案においても重要である。
- ・「保護者からの訴え」が多いのは、保護者が学校に言いやすい状況に あるからであり、このメリットを生かしてより保護者との連携を深 めていきたい。

(事務局)

- ○令和5年度における課題と検証について、資料1に沿って説明。
 - ・いじめ事案への初期対応に関する3点及びいじめの定義と構造に対する共通理解に関する2点の課題について、それぞれの検証結果を 説明。
- ○課題を踏まえた今後の取組について、資料1に沿って説明。
 - ・今年度の課題と検証を踏まえ、大きく3点の取組を説明。

(意見交流)

- ・対応や指導をした後でも、児童の関係修復に至らないのは、「謝罪後 もお互いのしこりが残っている」ということ。解決を急ぎすぎてしま い、安易に謝罪の場を設け、済ませてしまうことにより、このような 状況を招いてしまっている。当該児童生徒同士の気持ちのズレを理解 し、時間がかかってでも、一つ一つの事案に丁寧な対応が求められる。
- ・子どもたちが日々学び、育っていく過程の中で、いじめの加害者、被害者になることは、おかしなことではないと考える。重要なのは、教職員をはじめ、周りがしっかりと見守ることができる体制を構築することである。
- ・子どもたちにとって「加害」「被害」や「謝罪」といった言葉は、す ごく重く感じるもの。指導する中で伝える時には柔らかい言葉や表 現であるよう配慮が必要である。

- 2 いじめ事象の報告と検証について (委員長)
 - ・事務局から説明を願う。

(事務局)

・いじめ事象について、報告。

(意見交流)

- ・報告内容について、検証と意見交流。
- 3 その他

(事務局)

○資料5について、報告と説明。

閉 会